

よくあるQ&A（令和4年5月16日時点）

事実婚の要件		
1	事実婚でも助成対象となるのは、どのような場合ですか。	<p>①「1回の治療」の初日から申請日まで同一世帯である証明ができること。（例：住民票の続柄に夫（未届）、妻（未届）等の記載がある。）</p> <p>②「1回の治療」の初日から申請日まで他に法律上の配偶者がいないこと。</p> <p>③申請日現在、東京都（八王子市の区域を除く。）に住所を有していること。</p> <p>※①から③まで全て満たす方が対象です。</p> <p>※平成30年（2018年）4月1日以降に開始した「1回の治療」から対象となります。</p> <p>※同一世帯でない場合は、下記2点を申立書（任意様式）により申告していただく必要があります。</p> <p>(1) 2人が事実婚関係にあること（2人が別世帯である理由も必須記載）。</p> <p>(2) 治療の結果出生した子について認知を行う意向があること。</p>
2	住民票の続柄で「同居人」、「縁故者」は対象となりますか。	<p>対象となります。この場合、申立書は必要ありません。</p> <p>※同じ住所に居住していても、2人とも「世帯主」である場合は、申立書が必要です。</p>
3	申請に必要な書類は婚姻している夫婦と異なりますか。	<p>基本は同じです。</p> <p>ただし、上記1の要件を満たしているか確認する必要があるため、戸籍謄本（夫婦各々）と住民票は申請の度に提出していただく必要があります。</p> <p>同一世帯でない場合は、申立書も申請の度にご提出ください。</p> <p>2回目以降や同一年度の申請でも省略することはできません。</p> <p>なお、外国籍の方は、独身証明書等で他に法律上の配偶者がいないことを証明していただく必要があります。</p> <p>また、転居や婚姻等の理由で治療の最初から事実婚であることが証明できなくなる場合があります。事実婚の届をした時に続柄に未届と記載された住民票を取っておくことをお勧めします。</p>

対象となる要件		
1	助成の対象となる要件はなんですか。	<p>以下の要件を全て満たすことが必要です。</p> <p>①東京都内（八王子市の区域を除く。以下同じ。）に住所を有すること。</p> <p>②治療開始日現在、法律上の婚姻をしている夫婦であること又は上記事実婚の要件を満たすこと。</p> <p>③特定不妊治療以外では妊娠の見込みが無いと医師が診断したこと。</p> <p>④指定医療機関で特定不妊治療を受けたこと。</p>
2	夫婦が別居していて配偶者が外国に居住しています。東京都で申請できますか。	<p>申請者が東京都内に住所を有していれば申請できます。</p>
3	治療日現在は事実婚でしたが、現在は法律上の結婚をしています。助成金の申請は可能ですか。	<p>治療開始時から事実婚の要件をみたしていれば対象となります。</p> <p>治療開始から治療終了まで別世帯であり、治療終了から申請日までの間に法律婚となった場合は、申立書の提出が必要です。治療途中で入籍した場合、申立書の提出は省略できます。</p>
4	対象要件で、特定不妊治療以外では妊娠の見込みが無いと医師が診断したこととなっていますが、診断書が必要なのですか。	<p>医師が記載する特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第2号様式）で判断しますので、診断書は不要です。</p>

よくあるQ&A（令和4年5月16日時点）

申請書の書き方		
1	申請書（第1号様式）の申請者と特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第2号様式）の対象者は、同じ者でないといけませんか。	同じでなくとも結構です。 特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第2号様式）の対象者が妻で、申請者が夫ということでも結構です。
2	外国籍なのですが、通称名を使用することはできますか。	通称名を使用することができます。 ただし、以下のことが条件です。 ①住民票に通称名が記載されていること。 ②振込口座が通称名であること。
3	申請書（第1号様式）の年齢はいつ時点の年齢を記載するのですか。	治療開始日（特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第2号様式）の「今回の治療期間」の初日）時点の年齢を記載してください。
4	「過去にこの助成金を他の自治体で受けたことがありますか」の質問ですが、都内の区市町村で助成を受けた場合は回数に入りますか。	都内の区市町村は入りません（ただし、平成27年4月以降に八王子市から助成（国の要綱に従い実施しているもの）を受けた場合は回数に入ります）。 この助成制度は国の要綱に従い、都道府県、指定都市、中核市で実施しているもので、それ以外の自治体から受けた助成は対象外です。
5	「過去にこの助成金を他の自治体で受けたことがありますか」の東京都での助成回数についてですが、申請後、承認の連絡が来ていないものがあります。その場合、どのように記載すればよいのですか。	申請中のものも、助成を受けたとして記入してください。 （例）過去3回申請し、2件は承認決定を受け、1件は申請中の場合 ⇒東京都での助成歴は「3」回と記入してください。
6	申請者氏名と配偶者氏名ですが、同じ印鑑を使用しても良いのですか。	結構です。
7	申請者氏名と配偶者氏名を記入する欄について、印鑑を押さなくても良いのですか。	結構です。 ただし、必ずご夫婦でご自身のお名前を記入してください。
8	特定不妊治療費助成（治療ステージA～F）を申請する場合、申請額はどのように記載すれば良いのですか。	治療で負担した費用の額が治療ステージの上限額以上であれば上限額まで、上限額未満であれば負担した費用の額まで記載することができます。
9	申請書の日付欄はどの時点の日付を記載するのですか。	申請書を記載した日で結構です。 ただし、東京都での申請日は郵便局の消印日となります。
10	振込口座の指定はどの口座でもよいのですか。	以下の条件を満たしていることが必要です。 ①申請者の名義であること。 ②普通口座又は貯蓄口座であること。 ③東京都の取扱金融機関であること（下記HPを参照）。 https://www.kaikeikanri.metro.tokyo.lg.jp/koukinshuunou.htm ※助成金が振り込まれるまでは口座を解約しないでください。
11	振込口座にゆうちょ銀行を指定する場合、支店名には何を記載するのですか。	振込専用の漢数字3桁の支店名及び7桁の口座番号を記載してください。不明な場合は、ゆうちょ銀行窓口にお問い合わせください。また、ゆうちょのホームページでも調べることができます。
12	旧姓の口座は利用できますか。	可能です。 ただし、住民票か戸籍全部事項証明書で旧姓を確認できる場合のみとなります。また、申請書の空欄に「旧姓口座希望」とご記入ください。 ※申請後、助成金が振り込まれるまでに口座名義を変更される場合、必ず東京都に連絡をしてください。

よくあるQ&A（令和4年5月16日時点）

申請書類		
1	特定不妊治療費助成（治療ステージA～F）の申請に必要な書類はなんですか。	①特定不妊治療費助成申請書（第1号様式） ②特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第2号様式） ③住民票（住所を証明する書類） ④戸籍全部事項証明（婚姻関係及び婚姻の日を証明する書類） ⑤領収書のコピー（原本ではなくコピー）
2	住民票は申請者と配偶者それぞれに必要とありますが、1枚に2人分記載されていればよいですか。	1枚に2人分記載されているもので結構です。申請者及び配偶者の住所、氏名、生年月日、続柄が記載されていることを確認してください。また、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出してください。
3	住民票と戸籍は何ヶ月前のものでもよいのですか。	申請受付日から3ヶ月以内に発行されたものが有効です。それより古いものは使用できません。
4	住民票を提出すれば戸籍全部事項証明（謄本）は不要ですか。	通算1回目の申請では戸籍全部事項証明（謄本）の提出は必須です。 2回目以降でも、夫婦以外の方が世帯主の場合や単身赴任などで住民票の続柄に夫婦であることが表示されない場合は省略できません。 なお、事実婚の方は申請の都度提出が必須です。
5	配偶者が外国籍で、国外に居住しているため日本の住民票がありません。何を提出すれば良いですか。	日本に居住していないと判断できる書類の提出が必要です。 例としては、外国での住民票に代わるものや、在勤・在学証明書等になります。なお、証明書が外国語の場合は、日本語訳を添付してください（訳者は申請者でかまいません。） また、日本在住であっても、大使館勤務や米軍基地勤務で住民登録がない場合には、在勤証明書又は身分証明書のコピーを提出してください。
7	領収書は、助成対象となる費用の全てについて添付が必要ですか。	治療期間内の助成対象となる費用の合計額が助成金の上限額を超えている場合は、上限額以上の額の領収書を添付いただければ結構です。 【治療ステージE（上限額30万円）のケース】 例1：治療費45万円の場合 30万円を超える領収書 例2：治療費23万円の場合 全ての領収書 ただし、助成対象となる費用以外が含まれており、それを除くと上限額を下回る場合が多く見受けられます。上限額ぎりぎりではなく、ある程度の余裕をもった額のコピーを添付してください。 男性不妊治療の申請を同時にする場合には、それぞれの上限額以上の領収書のコピーの添付をお願いします。
8	領収書を紛失したのですがどうすればよいですか。	残っている領収書の合計額が助成上限額を超えていれば直接の問題はありません。助成上限額を超える領収書の写しを提出してください。（ただし、男性不妊治療と同時に申請する場合、それぞれの領収書が必要です。） 残っている領収書の額が助成上限額に満たない場合は、医療機関に支払証明の発行を依頼してみてください。 発行ができない場合は、提出された領収書の合計額が助成の上限額になります。

よくあるQ&A（令和4年5月16日時点）

9	戸籍全部事項証明（戸籍謄本）を省略できる場合とは、どのような場合ですか。	<p>通算2回目以降の申請の場合は、住民票で婚姻関係が確認できる場合は省略できます。住民票において申請者と配偶者が同一世帯で、続柄欄に「世帯主」と「夫」又は「妻」と記載されていれば、婚姻関係にあることが確認できますので戸籍謄本は不要です。ただし、続柄の記載があっても、「子」や「子の妻」である等、婚姻関係にあることが明確に証明できない場合は戸籍全部事項証明が必要となります。</p> <p>事実婚の場合は、省略できません。</p>
10	住民票を省略できる場合とは、どのような場合ですか。	住民票については、同一助成年度の2回目以降の申請で、かつ、住所に変更がない場合に添付省略できます。（事実婚の場合を除く。）

申請期限・助成年度		
1	申請日はいつになりますか。	<p>郵便局の消印日を申請日として取り扱います。</p> <p>申請書に記載された日付けが3月31日であっても、消印日が4月1日であれば申請日を4月1日として取り扱います。</p>
2	助成金は年何回受けられますか。	<p>【令和4年3月31日までに終了した治療】</p> <p>1年度あたりの上限回数はありません。</p> <p>初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が39歳までの方通算6回まで、40歳以上の方は通算3回まで申請することができます。</p> <p>ここでいう1年度とは、「4月1日から翌年3月31日まで」の1年間を指します。</p> <p>また、どの年度の申請に該当するのかは、助成金の申請日（郵便局の消印日）を基準としています。</p> <p>【令和4年3月31日までに開始し、令和4年4月1日以降に終了する治療】</p> <p>1回限りです。</p> <p>ただし、従来の助成制度において、助成上限回数に達していないご夫婦に限りです。</p>
3	助成年度はどのように決まるのですか。	<p>申請日の属する年度が助成年度となります。</p> <p>年度とは4月1日から翌年3月31日までを指します。</p>
4	令和3年12月に採卵・受精し、令和4年1月に移植から妊娠判定までを行いました。申請期限と助成年度はどうなりますか。	<p>令和4年1月から3月までに治療が終了したものについては、令和4年6月30日まで申請が可能です。</p> <p>ただし、助成の対象年度は申請日が属する年度になりますので、申請日が令和4年3月31日までであれば令和3年度、令和4年4月以降6月までであれば令和4年度となります。</p> <p>申請日は、郵便局の消印日となりますので御注意ください。</p> <p>また、助成年度は助成の承認通知に印字されていますので、通知書がお手元に届いたら必ずご確認ください。</p> <p>※なお、令和5年1月から3月までに治療が終了したものについての申請期限は、令和5年4月30日（消印有効）です。ご注意ください。</p>
5	申請書類を郵送ではなく直接持ち込みたいのですが、受け付けてくれますか。	<p>受け付けをする窓口がありませんので、申請は郵送でお願いします。</p>
6	申請書の記載等に間違いがあった場合や証明書類に不備があった場合は、申請が無効になってしまうのですか。	<p>申請書類に不備があった場合は、住民票の住所宛に担当から封書で書類不備のご連絡をします。提出期限（概ね2週間）を定めて必ず書類の提出を依頼しますので、速やかにご提出ください。</p> <p>期限を過ぎた場合は不承認として取扱います。</p>

よくあるQ&A（令和4年5月16日時点）

指定医療機関		
1	都外の医療機関で特定不妊治療を受けたのですが、助成の対象になりますか。	所在する道府県・指定都市・中核市において、特定不妊治療費助成制度の指定医療機関となっていれば助成の対象になります。 医療機関に確認するか、厚生労働省のホームページでご確認ください。 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/iryuu-kikan/
2	治療の途中で転院したのですが、助成の対象となりますか。	指定医療機関から指定医療機関に転院したのであれば助成の対象となります。指定医療機関以外の治療は助成の対象外となりますので、転院元或いは転院先が指定医療機関ではない場合は助成の対象外です。 特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第2号様式）は胚移植をした医療機関が記載することになります。
3	指定医療機関による特定不妊治療の一環として、指定医療機関とは別の近隣の医療機関で注射や検査を受けました。この場合、特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第2号様式）はどのように記載することになりますか。	指定医療機関の主治医が合わせて記載します。 本制度は指定医療機関制度であり、本来は特定不妊治療については医療機能の分担はありえず、指定医療機関において完結すべきものです。しかし、治療を受ける者の利便性を鑑み、 指定医療機関の主治医の指示を前提条件 として、指定基準に直接係わらない治療行為については認めても差し支えないとされています。 診察、採卵、受精、移植等、治療の根幹になる行為は不可ですが、軽微な医療行為（採血や検査）は別の医療機関で受けても差し支えありません。

助成の対象となる治療		
1	人工授精も助成の対象になりますか。	特定不妊治療費助成制度は、 体外受精または顕微授精に限られています ので、それ以外の治療については助成の対象になりません。 なお、東京都単独で不妊検査等助成事業を行っております。 こちらの事業で対象となる場合がありますので御確認ください。
2	採卵をしたが卵が得られず、胚移植ができませんでした。この場合、助成の対象になりますか。	医師の判断による治療の中止であれば、【治療ステージF】の対象となります。
3	採卵したが、OHSS（卵巣過剰刺激症候群）と診断され、胚移植ができませんでした。治療の中止として助成の対象になりますか。	採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために間隔をあげた後に胚移植を行う予定がある場合には、胚移植までを一連の治療としますので、胚移植後にご申請ください。【治療ステージB】 回復の見込みが立たず、医師が特定不妊治療の終了を判断した場合は、【治療ステージD】として申請が可能です。
4	採卵・受精後に胚を凍結し、8周期あけて胚移植を行いました。治療ステージはBかC、どちらに該当しますか。	【治療ステージB】では採卵から胚移植までの間隔を1～3周期程度としていますが、これは目安なので、間隔が4周期以上であっても、医師が一連の治療として行っているのであれば【治療ステージB】とみなします。 ただし、採卵・受精について既に【治療ステージD】で助成金を受けている場合、又は採卵から胚移植までを一連の治療と見なせない場合は、【治療ステージC】になります。 「一定の間隔をあげた後胚移植を行う」という治療方針に基づいて、周期をあけて治療を行った」かどうかは、最終的には主治医の判断になります。
5	受精胚2個の移植を予定していたが採卵したが1個しか取れなかったため、再度採卵を行い2個移植しました。この場合の治療ステージは何に該当しますか。	複数個の受精胚を移植する場合、採卵行為が2回以上になることも想定されます。治療行為としては1回と考えられるため、【治療ステージB】1回として申請することになります。

よくあるQ&A（令和4年5月16日時点）

6	採卵・受精後に胚を凍結し、周期を開けて胚移植を行いました。採卵と移植に分けて2回分として申請することはできますか。	助成対象となる「1回の治療」については国要綱により定められており、移植に至った治療については、移植までを「1回の治療」として捉えます。 本件は【治療ステージB】1回として申請することとなります。
7	凍結胚移植を行おうとしたが、融解に成功せず治療終了となった場合は助成の対象となりますか。	採卵を伴わない凍結胚の移植【治療ステージC】を行おうとした際に、融解に成功せず治療終了となった場合には、助成の対象となりません。 なお、採卵を伴う凍結胚移植においては、融解に成功せず、やむを得ず治療を終了することとなった場合には、【治療ステージD】に該当します。ただし、移植に向けた検査・注射等の費用は助成対象になりません。
8	5月と6月に採卵（採卵行為2回）し、受精胚を凍結後、7月に6月に採卵したものを移植、8月に5月に採卵したものを移植しました。助成金の申請はどのような方法になりますか。	「6月に採卵～凍結～7月に移植まで」は【治療ステージB】として申請できます。 「5月に採卵～凍結～8月に移植まで」については、主治医が一連の治療であると思なすのであれば【治療ステージB】での申請が可能ですが、費用の重複を防止するため、特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第2号様式）の治療期間を、①採卵時と②移植時の2段階で記入する必要があります。 <例> ①5月10日～5月20日（採卵） ②8月4日から8月24日（移植）
9	5月に採卵・受精後に胚を凍結し、更に6月にも採卵したがこれは分割停止しました。7月に5月に採卵したものを移植しましたが、助成金の申請はどのような方法になりますか。	「5月に採卵～凍結～7月に移植まで」は【治療ステージB】として申請できます。 また、6月の採卵についても【治療ステージE】として申請できますが、費用の重複を防止するため、「5月に採卵～凍結～7月に移植まで」の特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第2号様式）の治療期間を、①採卵時と②移植時の2段階で記入する必要があります。 <例> ①5月10日～5月20日（採卵） ②7月4日から7月24日（移植）
10	5月と6月に採卵（採卵行為2回）し、受精胚を凍結後、7月に6月に採卵したものを移植、妊娠しました。5月の採卵について【治療ステージD】として申請できますか。	【治療ステージD】については、「患者の体調悪化により、胚移植はもはやできない」と主治医が判断して中止したケースに限定します。 治療の成功による妊娠により中止した場合、妊娠という事実による中止であり、医師の判断による中止ではありませんので、5月の採卵は助成の対象とはなりません。
11	採卵・受精後に胚を凍結し、移植を予定していたが自然妊娠しました。採卵の費用について【治療ステージD】として申請できますか。	【治療ステージD】については、「患者の体調悪化により、胚移植はもはやできない」と主治医が判断して中止したケースに限定します。 自然妊娠により中止した場合、妊娠という事実による中止であり、医師の判断による中止ではありませんので、採卵費用は助成の対象とはなりません。
12	第1子を出産しました。第2子のため、出産以前に凍結した胚を使用して胚移植をしたのですが、この場合、助成の対象となりますか。	【治療ステージC】として申請できます。 採卵から凍結胚の保存に係る費用は助成の対象とはなりません。
13	採卵・受精後、胚を凍結し、移植の予定でしたが、精神的な問題により移植のめどが立ちません。凍結までを【治療ステージD】として申請できますか。	【治療ステージD】については、「患者の体調悪化により、胚移植はもはやできない」と主治医が診断したケースに限定します。 「精神的問題」を「心の病気」とであると主治医が判断し、それを原因として治療を中止するのであれば、【治療ステージD】として申請をすることができます。

よくあるQ&A（令和4年5月16日時点）

14	<p>今後がん治療を行うため、治療前に受精卵を凍結保存し、治療後に移植をしたいのですが、このような場合は助成の申請ができますか。</p>	<p>現在は妊娠力に問題がなくても、今後のがん等の治療により妊娠力が低下すると医師が判断し、医師の計画の下、当該治療前に夫婦（事実婚を含む）の受精卵を凍結することになった場合は本制度の対象とします。</p> <p>治療ステージについては、医師の治療計画の下、採卵・受精・胚移植・妊娠確認までを一連の治療とする【治療ステージB】を基本とします。</p> <p>なお、がん等の患者さんが行う生殖機能（妊よう性）温存治療については、東京都若年がん患者等生殖機能温存治療費助成事業の対象となる可能性があります（特定不妊治療費助成事業と重複して申請することはできません。）。詳しくは東京都福祉保健局のホームページをご覧ください。</p>
15	<p>上記と同様に、今後がん治療を行うため、治療前に未受精卵を凍結保存し、治療後に融解・受精・移植をしたいのですが、このような場合は助成の申請ができますか。</p>	<p>未受精卵の凍結は、本制度の対象とはなりません。</p> <p>ただし、治療終了後に凍結した卵子を使用して特定不妊治療を行った場合は、【治療ステージC】として申請することができます。</p> <p>この場合、対象となる費用は胚移植からとなり、採卵から受精までの費用は対象とはなりませんので御注意ください。</p> <p>なお、がん等の患者さんが行う生殖機能（妊よう性）温存治療については、東京都若年がん患者等生殖機能温存治療費助成事業の対象となる可能性があります。詳しくは東京都福祉保健局のホームページをご覧ください。</p>
16	<p>42歳までのうちに複数回の採卵を行い、できるだけ多くの受精卵を凍結しておきたいのですが、助成の申請はできますか。</p>	<p>胚移植後の妊娠確認までの一連の治療が終了していないため、凍結した時点での申請はできません。胚移植後に申請してください。</p> <p>また、No.11にもあるとおり、第2子の治療のため第1子の出産前に凍結していた受精卵の移植を行う場合は、【治療ステージC】としての申請となりますので、採卵から凍結までの費用は含まれません。</p> <p>この場合は、治療開始日が胚移植のための投薬を開始した日となりますので、この時点で43歳以上の場合は助成の対象になりません。</p>
17	<p>2段階移植のため、採卵を2回行いました。この場合は2回分の申請ができますか。</p>	<p>1回の妊娠を求めた一連の治療ですので、この場合は1回分の申請となります。</p> <p>2回の採卵及び2段階の移植後、妊娠判定までの一連の費用を【治療ステージB】として申請してください。</p>
18	<p>採卵・受精後に胚を凍結し、胚移植を予定していたが、離婚することになったため移植をしないこととなりました。凍結までを【治療ステージD】として申請できますか。</p>	<p>【治療ステージD】については、「患者の体調悪化により、胚移植はもはやできない」と主治医が診断したケースに限定します。</p> <p>離婚等の事情による治療の中止は体調悪化と見做せませんので、助成の対象とはなりません。</p>
19	<p>採卵・受精後に胚を凍結したが、その後離婚したため胚移植は行いませんでした。その後、同じ相手と復縁し、以前凍結していた胚を移植しました。このような場合、【治療ステージB】として申請できますか。</p>	<p>離婚により当初胚移植を行わず、復縁後に胚移植を行ったのは、自己都合であり、医師の治療方針によるものではないため、【治療ステージB】では申請できません。</p> <p>この場合、対象となる費用は胚移植からとなり、【治療ステージC】として申請できます。</p>
20	<p>着床前スクリーニング（PGS、PGT-A）の結果、移植を中止した場合は助成の対象となりますか。</p>	<p>助成の対象にはなりません。着床前スクリーニングは本助成制度では治療として想定されておらず、いずれのステージにもあてはまりません。</p>

よくあるQ&A（令和4年5月16日時点）

助成の対象となる費用		
1	助成の対象となる治療費を教えてください。	治療期間内に行われた治療のうち医療保険適用外もの（医療保険収載項目でも患者10割負担のものを含みます）で、採卵準備のための投薬や注射、採卵及び胚移植の処置及び妊娠確認検査費用などが該当します。 入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、凍結された精子・卵子・受精胚の管理料（保存料）及び文書料は助成の対象とはなりません。
2	採卵・受精後に胚を凍結し、周期をあけて胚移植を行いました。その際、凍結胚の管理料（保存料）を支払いましたが助成の対象になりますか。	凍結した胚の管理料（保存料）は助成の対象外です。 ただし、胚の凍結及び融解に係る技術料は助成の対象となります。
3	凍結保存していた余剰胚を用いて凍結胚移植を行いました。凍結費用や保存料は助成の対象になりますか。	余剰胚を用いた凍結胚移植は【治療ステージC】に該当します。 【治療ステージC】は、移植に向けた投薬・注射等の開始日を治療開始日としますので、胚凍結に係る費用や管理料（保存料）は助成の対象となります。 ただし、胚の融解に係る技術料は助成の対象とすることができません。
4	妊娠確認の検査を行いました反応が薄い ため、診断ができませんでした。期間を おいて2回目の検査を行いました が、どこまで助成の対象 となりますか。	医師が治療の終了を判断するまでが対象となりますので、2回目の検査費用も助成の対象となります。
5	指定医療機関による特定不妊治療の一環として、指定医療機関とは別の医療機関で注射や検査を受ける場合の費用は助成の対象となりますか。	指定医療機関の主治医が行う特定不妊治療の一環として、 主治医の指示により 、患者の利便性等を考慮して近隣の医療機関（指定を受けていない医療機関も含む。）で投薬・注射・検査等を行った場合、その旨を指定医療機関の主治医が特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第2号様式）の領収金額欄余白に記入する（例：「〇〇クリニックにおいて注射実施」など）ことにより、その費用についても助成対象に含めることができます。必ず領収書の写しを添付してください。 ただし、診察、採卵、受精、移植等、治療の根幹になる行為は認められません。指定医療機関とは別の医療機関の医師がその治療行為を行うかどうかの判断をする必要が無いケースで、かつ指定基準に直接係わらないと考えられる、治療計画で定められた投薬や血液検査等のみ認められます。
6	指定医療機関の処方により院外薬局で薬代を支払いました。この費用は助成の対象となりますか。	院外薬局の領収書で次の3点が確認できれば、指定医療機関での領収金額と合算して助成の対象経費とすることができます。 また、院外薬局の領収書で確認できない場合でも、指定医療機関の主治医が特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第2号様式）の領収金額欄余白に記入する（例：「〇〇薬局による処方薬を含む」など）ことでも可能です。 ①指定医療機関の処方による調剤であること。 ②自費診療（保険適用外）であること。 ③特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第2号様式）に記入された 治療期間における処方であること。
7	【治療ステージC】の治療において、解凍した胚のうち次に使えそうな胚を再凍結した場合、再凍結料は助成対象となりますか。	再凍結料は助成の対象にはなりません。

よくあるQ&A（令和4年5月16日時点）

助成金の振込等		
1	申請してから助成金が振り込まれるまでのくらくかかりますか。	当月の件数により変動しますが、目安として、書類の不備等が無ければ申請書受理日から約4か月で承認通知書を発送し、そこから約1か月後に指定口座への振込みを行います。なお、2～5月の申請については、さらにお時間がかかる場合があります。 なお、振込みの連絡・通知等はしておりませんので、入金は通帳記入等により自身でご確認ください。
2	助成金を受けた場合、確定申告の医療費控除は受けられなくなるのですか。	医療費控除については所管の税務署にお問い合わせください。

その他		
1	特定不妊治療費助成制度の全般について知りたいのですが。	「東京都特定不妊治療費助成事業のご案内」又はホームページを御覧のうえ、ご不明な点がございましたら電話でお問い合わせください。 来庁されてからのご相談はお受けできない場合がありますので御注意ください。
2	日本産科婦人科学会へのデータ提供に同意しない場合には助成は受けられないのですか。	治療内容の情報のデータ提供に同意しない場合でも不妊治療費助成は受けられます。
3	申請書類はどこで入手できますか。	申請書類は都のホームページからダウンロードすることができます。 また、都の指定医療機関に様式つきの案内冊子を配布していますので、医療機関に申し出てください。 都外の指定医療機関で治療を受けている場合は、都内の区市町村に設置しておりますので、そこで入手してください。区市町村の設置場所については、都のホームページに掲載していますので、電話で在庫確認をしてから行かれることをお勧めします。 都から直接申請者には郵送いたしません。
4	1) 区の助成を受けるため、都に提出した特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第2号様式）のコピーが必要なのですが、送ってもらえますか。 2) 確定申告のために、都に提出した領収書の原本が必要なのですが、返してもらえますか。	1) 以下の書類をお送りいただければ写しをお送りします。 また、返送までには1か月程度を見込んでください。 ①宛先を記載し、必要分の切手を貼った返信用封筒 ②「写しが必要な書類の名称」をメモした承認通知書のコピー 通知書のコピーがない場合は、ご自身で用意した用紙に <u>いつの治療分について必要なのか、どのような書類が必要なのか、が分かるように記入してください。</u> ③書類が必要な理由（例：区の助成を受けるため など）を記入してください。 2) 領収書の原本は返却しておりません。
5	区の助成を受けるために都から受けた承認通知書が必要なのですが、紛失してしまいました。再発行してもらえますか。	承認通知書の再交付は以下の書類をお送りください。 また、再交付までには1か月から2か月程度を見込んでください。 ①宛先を記載した返信用封筒（必要な金額の切手を必ず貼ってください。） ②「〇月〇日付け承認通知書を再交付してください。再交付の理由は・・・に使用するため。」等を記載したメモ
6	複数回（2回以上）分の申請をまとめて一つの封筒に入れて送付することはできますか。	複数回（2回以上）分をまとめて申請することもできます。 申請書、特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第2号様式）、領収書のコピーはそれぞれの治療分が必要ですが、それ以外の住民票、戸籍謄本、所得証明書類は、各1部ずつで構いません。

よくあるQ&A（令和4年5月16日時点）

精巣内精子生検採取法等に係る医療費助成		
1	助成の対象となる手術及び費用を教えてください。	<p>【助成の対象となる手術】不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に至る過程の一環として行われる、精巣内精子生検採取法（TESE）、精巣上体内精子吸引採取法（MESA）、経皮的精巣上体内精子吸引採取法（PESA）又は精巣内精子吸引採取法（TESA）の費用の一部を助成します。必ず特定不妊治療を行う主治医の指示が前提となりますので、ご注意ください。ただし、医療保険が適用される場合は、助成の対象となりません。</p> <p>【助成の対象となる費用】医療保険が適用されない手術代及び精子凍結料を対象とします。検査料、凍結した精子の保存料（管理料）、文書料、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費は助成対象外です。</p>
2	精巣静脈瘤手術、精路再建手術は助成の対象となりますか。	助成の対象とはなりません。
3	助成対象となる手術の時期はいつですか。	<p>特定不妊治療の治療終了日の属する年度の前年度以降に手術を実施したものについて、申請できます。</p> <p>○例1 治療終了日 令和4（2022）年2月1日（令和3年度） TESEの手術日 令和3（2021）年3月30日（令和2年度）</p> <p>×例2 治療終了日 令和4（2022）年4月10日（令和4年度） TESEの手術日 令和3（2021）年3月30日（令和2年度）</p> <p>例1は男性不妊治療費の助成対象ですが、例2は男性不妊治療費の助成対象ではありません。</p>
4	助成の対象となる手術をどこの医療機関で受けても、助成対象になりますか。	東京都特定不妊治療費助成事業の指定医療機関（他の道府県・指定都市・中核市の特定不妊治療費助成事業の指定医療機関を含む）又は同医療機関から紹介等をされた医療機関において手術を受けた場合、助成の対象になります。指定医療機関で診断を受けず、指定外の医療機関で手術を受けた場合は助成の対象にはなりませんので御注意ください。
5	助成を受けたいのですが、助成上限回数がありますか。	特定不妊治療費助成の妻の助成上限回数の範囲内で、申請できます。ただし、特定不妊治療費助成の申請と同時に申請することが必要です。
6	助成を受けたいのですが、夫の年齢制限がありますか。	ありません。
7	特定不妊治療費助成の申請と別に申請することはできますか。	特定不妊治療費と分けて申請することはできません。
8	同時に助成申請をした特定不妊治療費が、対象要件を満たさず助成の対象とならなかった場合、夫の手術費のみ助成の対象となりますか。	特定不妊治療費が助成の対象とならなかった場合は、夫の手術費についても助成の対象とはなりません。
9	精巣内精子生検採取法（TESE）等を行ったが精子が採取できませんでした。夫の手術費は助成の対象となりますか。	平成28年1月20日以降に治療を終了したもののから、精子が採取できずに治療を終了した場合でも助成の対象となりました。なお、特定不妊治療を実施する指定医療機関の主治医の指示により採卵前に夫の手術を行って精子が採取できなかったために治療を中止した場合も含まれます。いずれも特定不妊治療費助成として申請することが必要です。（上限回数の中の1回と数えます。）

よくあるQ&A（令和4年5月16日時点）

10	申請に必要な書類は何ですか。	<p>特定不妊治療費助成の申請に必要な書類に加え以下の書類が必要です。※特定不妊治療費助成の申請と同時に申請することが必要です。</p> <p>①精巣内精子生検採取法等受診等証明書（第2-2号様式） ②医療機関発行の領収書のコピー （上記証明書に記載された手術にかかるもの。）</p>
11	申請書（第1号様式）の申請金額の書き方を教えてください。	<p>「申請額」には、特定不妊治療費助成の申請額と、精巣内精子生検採取法等に係る医療費助成の申請額を合算した額を記載してください。「内、精子を精巣等から採取するための手術分に係る申請額」には、精巣内精子生検採取法等に係る医療費助成の申請額を記載してください。</p> <p>申請額の算出方法については、次の項目を参照してください。</p>
12	特定不妊治療費助成の申請と同時に精巣内精子生検採取法等に係る医療費助成の申請を行いたいのですが、申請額の算出方法について教えてください。	<p>【申請額の算出に必要な額】 ア「特定不妊治療費助成事業受診等証明書」（第2号様式）に記載されている領収金額【夫婦の特定不妊治療費】※イがある場合は、イを含めた額 イ「精巣内精子生検採取法等受診等証明書」（第3号様式）に記載されている領収金額【夫の手術費】 ウ 該当する治療ステージの助成額</p> <p>【考え方】 ①夫婦の特定不妊治療費（ア）について、まず、該当する治療ステージの助成額（ウ）を算出します。 ②次に、助成対象とならなかった治療費（ア-ウ）又は夫の手術代（イ）のうち、いずれか少ない額（30万円を超える場合は30万円）が、精巣内精子生検採取法等に係る医療費助成の申請額になります。 ③申請書の「申請額」には①+②の額を記載し、「内、精子を精巣等から採取するための手術分に係る申請額」には②の額を記載します。</p> <p>【例1】 治療ステージB（助成上限額30万円）で、ア：80万円、イ：30万円の場合。 まず、80万円\geq30万円なので、ウは30万円となります。 次に、「ア-ウ」=50万円と「イ」=30万円とを比較し、いずれか少ない額（30万円を超える場合は30万円）が精巣内精子生検採取法等に係る医療費助成の申請額になりますので、この場合は30万円となります。 ⇒申請書の「申請額」には60万円（=30万円+30万円）、 「内、精子を精巣等から採取するための手術分に係る申請額」には30万円と記載します。</p> <p>【例2】 治療ステージB（助成上限額30万円）で、ア：40万円、イ：12万円の場合。 まず、40万円\geq30万円なので、ウは30万円となります。 次に、「ア-ウ」=10万円と「イ」=12万円とを比較し、いずれか少ない額（30万円を超える場合は30万円）が精巣内精子生検採取法等に係る医療費助成の申請額になりますので、この場合は10万円となります。 ⇒申請書の「申請額」には40万円（=30万円+10万円）、 「内、精子を精巣等から採取するための手術分に係る申請額」には10万円と記載します。</p>

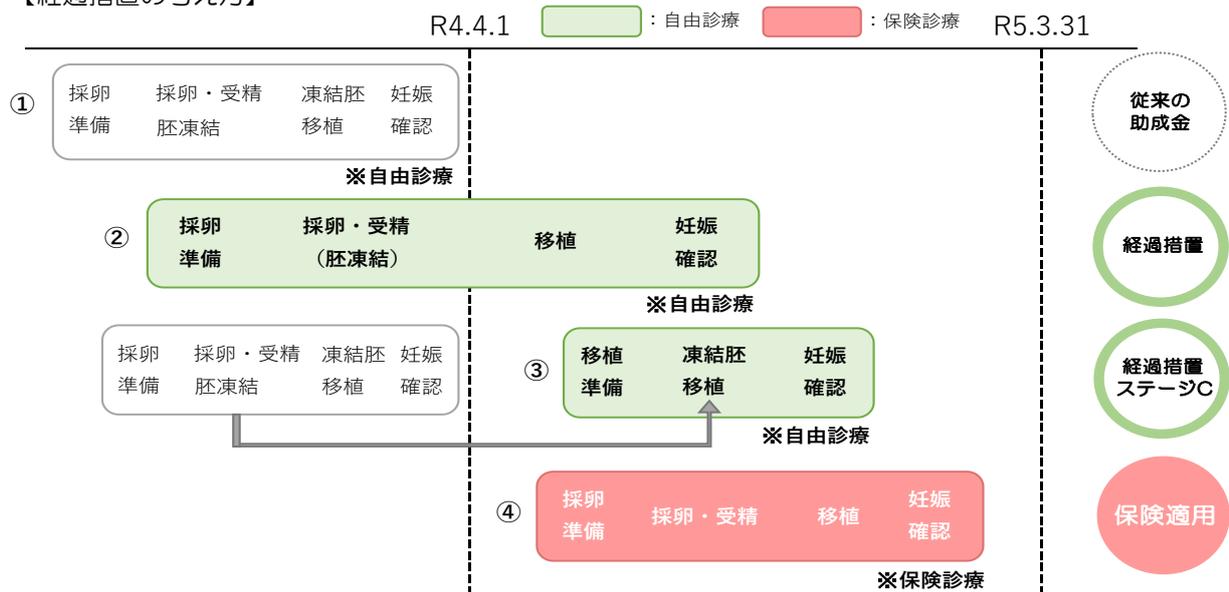
よくあるQ&A（令和4年5月16日時点）

特定不妊治療の保険適用に向けた経過措置について		
1	対象となる治療はどのようなものですか。	令和4年3月31日以前が「治療開始日」である「治療ステージA、B、D、E、F」の治療、及び令和4年3月31日以前に受精胚にした凍結胚（余剰胚）を移植する「治療ステージC」の治療です。
2	助成回数は何回ですか。	ご夫婦（事実婚の方も含みます）1組につき1回限りです。 ただし、従来の助成制度で助成上限回数に達していないご夫婦、または初めて自治体に申請するご夫婦に限ります。 （助成上限回数：通算1回目の助成時における治療開始日時点の妻年齢が40歳未満…6回／40歳以上43歳未満…3回）
3	対象となる費用は何ですか。	治療開始日が令和4年3月31日以前であり、終了日が令和5年3月31日までの「1回の治療」についてかかった費用（保険適用外）、及び開始日が令和4年3月31日以前であり、令和5年4月1日時点で継続中の「1回の治療」について令和5年3月31日までに医療機関に支払った費用（保険適用外）です。 なお、一連の治療の中で保険適用の治療を行った場合は、経過措置の助成対象外となります。
4	受けた治療の中に、先進医療として実施されていたものが含まれていました。この費用は対象となりますか。	先進医療の費用は対象外です。
5	治療が令和5年3月31日までには終わらない見込みです。この場合も助成対象でしょうか。	助成対象となりますが、対象となるのは、令和5年3月31日までにかかった費用のみです。
6	年齢特例はどうなりますか。	年齢特例は、該当される方には引き続き適用されます。年齢特例の詳細については、ホームページを確認してください。
7	男性不妊治療（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）を令和4年3月31日までにを行いました。 この手術でとれた精子を用いての妻の治療の開始が令和4年4月1日以降になりました。 この場合、妻の治療の費用は、助成対象外となるのでしょうか。	主治医の方針に基づき、採卵前に男性不妊治療を行った場合、妻の治療開始が令和4年4月1日以降になったとしても、妻の治療費も助成対象となります。 なお、保険が適用された治療を受けた場合、助成の対象外となります。
8	従来の助成回数が3回残っています。 令和4年3月31日以前に採卵を3回行い、令和4年4月1日以降に自由診療で胚移植を行います。 妊娠しなかった場合は、令和4年度中にと2回自由診療で胚移植をする予定です。 この場合でも、申請できるのは1回限りですか。	令和4年4月1日以降に終了した治療については、申請回数は1回限りです。

よくあるQ&A（令和4年5月16日時点）

9	<p>今後、保険診療の予定がありません。 この場合でも、年度をまたぐ治療を助成金として申請できる回数は1回限りなのか。</p>	<p>年度をまたぐ治療の申請回数は1回限りです。</p>
10	<p>令和4年3月31日以前に採卵から始め、凍結していた胚（余剰胚ではないもの）が1個あります。 この胚を令和4年4月以降に保険診療で胚移植します。 経過措置のステージBとして申請できますか。</p>	<p>申請できません。一連の治療の中で保険診療を行ったものは、経過措置の対象外です。 令和4年4月以降に自由診療で胚移植した場合は、ステージBとして申請できます。</p>
11	<p>令和4年3月31日以前に受精胚にした余剰胚が2個あります。そのうち1個を令和4年4月に保険適用で移植しました。妊娠しなかったため、残りの1個を令和4年5月に自由診療で移植します。 令和4年5月に自由診療で移植した治療を経過措置のステージCとして申請できますか。</p>	<p>経過措置の要件を満たしていれば、申請できます。保険診療を行ったことがあるという理由で、経過措置の申請ができなくなるわけではありません。</p>

【経過措置の考え方】



よくあるQ&A（令和4年5月16日時点）

【男性不妊治療を行った場合の経過措置申請】

